

出生前の保育所利用申込に係る同意書

- 1 令和3年4月1日までに生まれるお子さんのみ、出生前の保育所利用申込を受付します。

ただし、渋谷区の認可保育園では、生後57日目からお子さんをお預かりします。

出産予定日に応じた利用申込対象月は下表のとおりとなりますが、利用開始月は実際の出産日で判断し、決定します。

出産予定日 / 出生日	入園希望日/利用開始月
申込日～令和3年2月4日	令和3年4月1日
令和3年2月5日～令和3年3月6日	令和3年5月1日
令和3年3月7日～令和3年4月1日	令和3年6月1日
令和3年4月2日以降 (出生前の保育所利用申込対象外)	令和3年6月1日以降の 生後57日以降の翌月1日から

- 2 出生後14日以内に出生届及び渋谷区で住民登録の手続きを完了し、保育課入園相談係に「保育所利用申込児童用出生届」を提出してください。

期限内にこれらの手続きができない場合は、利用調整結果の公表が一切できません。また、申込みの取消しとなる場合があります。

(実際の出生日が令和3年4月2日以降になった場合は内定取消となります。)

出生前のお子さんの保育所利用申込については、上記の手続きの完了をもって、正式な申込として取り扱います。

- 3 入園の利用調整は4月1日入園と同時に行います。5月1日入園・6月1日入園は各園原則1名となります。(枠として1名設けるわけではありません。)

- 4 保育園でお預かりできるのは、集団での保育が可能であり日々通園ができるお子さんになります。

上記の確認事項を理解し同意します。

____年 ____月 ____日

住所 渋谷区 _____

保護者氏名 _____

第1希望保育園名

保育園
こども園